愛知県立愛知商業高等学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

1 本校の基本認識

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、許されない行為である。また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃から些細な兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込まないよう、学校全体で組織的に指導にあたっていく。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係のなかで、安心・安全に生活できる場であることが大切である。生徒一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組むこととする。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して、人間的に成長できる取組の充実を図るものとする。

2 いじめの定義

本校では、「いじめ」とは、生徒一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの(いじめ防止対策推進法第2条)とする。

3 いじめの解消

上記の状況が解消された状態を指す。

Ⅱ いじめ防止等の対策について ~いじめを起こさないために~

1 組織について

いじめ・不登校対策組織の最上部組織としていじめ・不登校対策委員会を設置する。

(1) いじめ・不登校対策委員会について

いじめ・不登校に関する最上部組織として、重大ないじめや不登校に係る対策を協議する。

<メンバー>

学校長(責任者)、教頭、生徒指導主事、教務主任、保健主事、学年主任 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部専門機関(必要に応じて)

(2) 指導・支援チーム

いじめ・不登校対策委員会の下部組織として以下の委員会及びタスクフォースを設置する。

① いじめ関連組織

ア 生徒指導委員会 (別称いじめ対策委員会)

- ・重大事案かどうかの判断
- ・加害生徒に対する指導
- ・加害生徒保護者への連絡及び協力の依頼
- ・他の生徒やクラス、学年への指導

<メンバー>

教頭、生徒指導主事 (責任者)、生徒指導課教員、学年副主任、生徒会副主任

イ いじめ発見サポートチーム

- ・いじめに関する調査
- ・被害生徒へのケア及び支援
- ・被害生徒の保護者への連絡
- ・他の生徒やクラス、学年への指導
- ・専門家または関係機関との連携
- タスクフォースとしての役割

<メンバー>

生徒指導主事(責任者)、保健主事、学年主任、養護教諭、担任、部活動顧問、教科担任、 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部専門機関(事案に応じて)

② 不登校関連組織

ア 教育相談委員会 (別称不登校対策委員会)

不登校生徒が発生した場合に、その支援策を協議する組織とする。

〈メンバー〉

校長、教頭、保健主事(責任者)、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭

イ 不登校支援チーム

不登校生徒が発生しないよう、日常のサポートを行い、不登校生徒が発生した場合にはその 原因を究明する組織とし、タスクフォースとしての役割を果たす。

〈メンバー〉

保健主事(責任者)、養護教諭、学年主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談係、 担任、部活動顧問、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部専門機 関(事案に応じて)

(3) 委員会及びチームの構成員一覧表

- ① いじめ・不登校対策委員会
- ② 生徒指導委員会 (別称いじめ対策委員会)
- ③ いじめ発見サポートチーム
- ④ 教育相談委員会(別称不登校対策委員会)
- ⑤ 不登校支援チーム

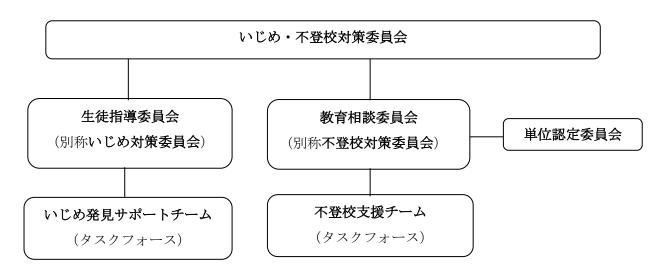
	1	2	3	4	⑤
学校長	0			0	
教頭	0	0		0	
生徒指導主事	0	0	0	0	
保健主事	0		0	0	0
教務主任	0				
学年主任	0		0	0	0
学年副主任		0			
生徒会副主任		0			
生徒指導課教員		0			
担任			0		0
養護教諭			0	0	0
教科担任			0		
部活動顧問			0		0
特別支援教育 コーディネーター				0	0
教育相談係					0
外部専門機関	Δ		Δ		Δ

◎ 委員会またはチームの責任者△ 必要に応じて加わるメンバー

※ 事案に応じて、メンバーを追加する場合もある。

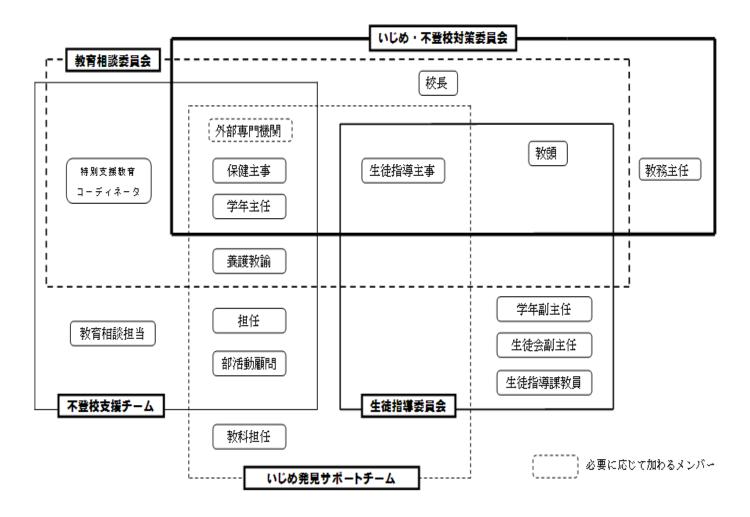
(4) 関係図及び組織図

① 委員会及びチームの関係図



※ 単位認定委員会は不登校生徒の履修に関する情報を提供する。

② 委員会及びチームの組織図



2 具体的な取組について

- (1) いじめの未然防止の取組
 - ア すべての教職員がいじめに対する共通認識をもち、適切に対応できる指導力を養うために、現職研修・情報伝達等(年1回)を充実させる。
 - イ 教育活動全体を通して,道徳教育・人権教育・平和教育の充実,体験学習・インターンシップ の推進を図る。とくに,道徳講話を年1回実施し、惻隠の情・情報モラルの育成に努める。
 - ウ わかりやすい授業づくりのために、公開授業週間を設け、教職員相互間における意見交換を活発に行って、授業改善に努める。
 - エ 体罰はもとより、教職員の言動がいじめを助長しないように、教職員相互間において指導の在り方を、たえず点検できる体制をつくる。
- (2) いじめの早期発見の取組

 - イ クラス担任及び部活動の顧問は、年度初めの早い段階で、個別面談を行い、いじめに繋がる情報の収集に努める。
 - ウ クラス担任・教科担任及び部活動の顧問は,生徒のわずかな変化を見逃さず,変化に気付いた

場合には、保護者に連絡して情報の収集に努める。

- エ クラス担任及び生徒指導課は、年2回生活に関するアンケートを実施し、いじめ等に関する実 態調査を行う。
- オ 「いじめ発見サポートチーム」の母体である学年会は、定期的にいじめ等に関する情報交換を 行って、いじめの早期発見に努め、いじめを認知または疑わしい状況であると判断した場合には、 速やかに「生徒指導委員会(別称いじめ対策委員会)」へ報告し、組織的に対応する。

(3) いじめの意識啓発

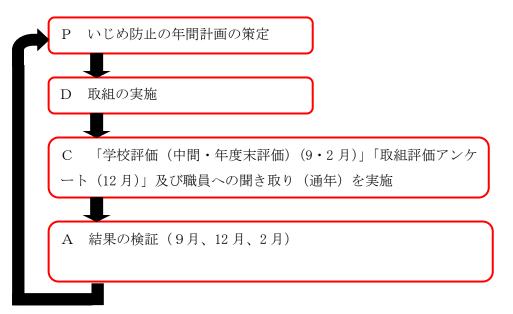
ア 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度当初の職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、年1回「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

イ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

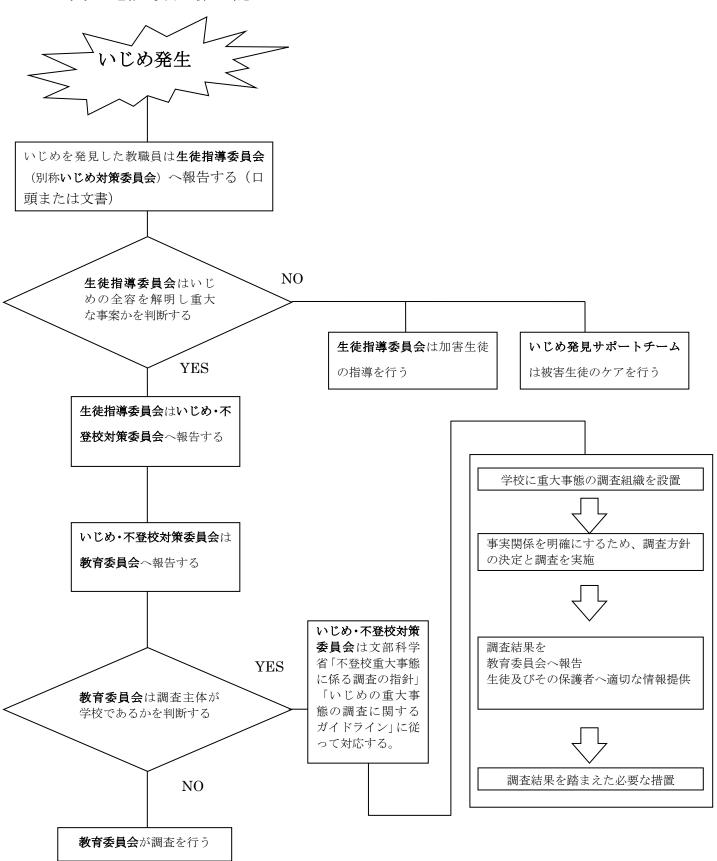
(4) 取組の検証 (PDCAサイクル)



※生徒指導委員会及び教育相談委員会が主体となり評価等を実施し、上記の委員会メンバーへ報告。 ※運営委員会と兼ねて「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、後日スクールカウンセラー等の外 部機関と情報共有・意見交換を行う場合もある。

Ⅲ いじめへの対処(事案発生時の対応)~いじめが起きたら~

1 発見・通報を受けた際の対応



- 2 いじめに対する対応(いじめられた生徒・保護者、いじめた生徒・保護者、いじめが起きた集団への対応)
- ア いじめの問題は、未然防止が最重要課題であるが、ひとたびいじめの問題が発生した場合には、 早期発見・早期解決に努める。
- イ いじめの発見・通報を受けた場合,「生徒指導委員会(別称いじめ対策委員会)」は,加害生徒を 指導し,「いじめ発見サポートチーム」は被害生徒の心のケアを行う。
- ウ いじめに対する指導では、被害生徒を守り通すという態度で対応する。
- エ いじめに対する指導では、教育的配慮をもとに加害生徒に対して、毅然とした態度で臨み、立ち 直り支援を実行する。
- オ いじめを起こした集団へ働きかけて、二度といじめを生み出さないように指導する。
- カ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との 連携のもとで取り組む。
- キ ネットいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とともに連携する。また、日 頃から情報モラル教育の充実を図る。

IV 重大事態への対応

- 1 重大事態の要件(「いじめ防止対策推進法」第28条より)
- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間(年間30日を目安とする。)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 基本的な対応の手順

重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」にもとづいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

年間計画

			T	
	未然防止の取組	早期発見の取組	いじめ・不登校 対策委員会の動き	保護者・地域 との連携
4 月	情報交換學聞 SNS活用教室【全学年】間 校門指導聞	個別面談【全学年】の実施理 顧 観察指導【全学年】の実施理 数 顧 カウンセリングの実施 ② 健康観察保		PTA 理事会の「いじめ防止対策」の検討
5 月	あいさつ運動(生) 校門指導(相)	観察指導【全学年】の実施 倒 顧 カウンセリングの実施 ② 健康観察保	現職研修 (講話)	PTA 総会への「いじ め防止対策」の協力 依頼
6 月	全職員校門指導全 あいさつ運動生 公開授業週間全 校門指導制 道徳講話【全学年】間 分学	「生活に関するアンケート」【全学年】の実施担間 観察指導【全学年】の実施担 圏 顧 カウンセリングの実施② ネットパトロールによる情報収集間 健康観察保	全職員対象の「取 組評 価アンケー ト」の実施→検証	
7 月	ボランティア活動の実施【有志】 色 あいさつ運動 色 校門指導 間	「生活に関するアンケート」結果報告 間観察指導【全学年】の実施理 翻 顧 カウンセリングの実施 ② ネットパトロールによる情報収集 間 健康観察 保		
8 月	インターシップの実施 [2年生] 簡 校門指導(間)	観察指導【全学年】の実施理 圏 顧 カウンセリングの実施 図 ネットパトロールによる情報収集 間 健康観察 保		
9 月	あいさつ運動生 校門指導電	観察指導【全学年】の実施(担) 教 個 カウンセリングの実施(ス) ネットパトロールによる情報収集(指) 健康観察(保)	中間評価→検証	学校評議員への学校 行事の公開 PTA 文化祭展示
10 月	あいさつ運動生 校門指導電	観察指導【全学年】の実施(担) 教 個 カウンセリングの実施(ス) ネットパトロールによる情報収集(指) 健康観察(保)		
11 月	全職員校門指導全 公開授業週間全 あいさつ運動生 校門指導電	「生活に関するアンケート」【全学年】の実施担間 観察指導【全学年】の実施担数個カウンセリングの実施ス ネットパトロールによる情報収集間健康観察保		名北地域協働生徒指 導推進事業への参加
12 月	人権講話【全学年】 校 ボランティア活動の実施【有志】 あいさつ運動 校門指導 防犯教室 間	観察指導【全学年】の実施理 圏 쪪 カウンセリングの実施 ② ネットパトロールによる情報収集 間 健康観察 保 「生活に関するアンケート」結果報告 間	全職員対象の「取 組評 価アンケー ト」の実施→検証	
1 月	公開授業週間全 あいさつ運動生 校門指導・間	観察指導【全学年】の実施(担) 教 顧 カウンセリングの実施(ス) ネットパトロールによる情報収集(指) 健康観察(保)		
2 月	あいさつ運動生 校門指導電	「SNS に関するアンケート」の実施間観察指導【全学年】の実施理 翻	自己評価	PTA 理事会の「いじめ防止対策」の評価
3 月	クラス編成作業学 ボランティア活動の実施【有志】生 講話【合格者登校日】 (指 校門指導・指)	観察指導【全学年】の実施理 製 顧 カウンセリングの実施 ② ネットパトロールによる情報収集 間 健康観察 保	学校関係者評価の 結果検証 「いじめ防止基本 方針」の見直し	学校評議員会の「自 己評価」の評価